

再 評 価 書

箇所名	二級河川 神内川	事業名	河川事業	課名	河川課
事業概要	工期 (下段当初) ^{※1}	令和元年～令和30年	全体事業費	5,844百万円(負担率：国50%：県50%)	
		令和元年～令和30年	(下段当初) ^{※1}	2,430百万円(負担率：国50%：県50%)	
事業目的及び内容					
<p>1 事業の目的</p> <p>神内川は、その源を三重県南端に位置する紀宝町の大鳥帽子山（標高 362.4m）に発し、途中支川が合流し、国道 42 号が渡河した後に支川の飯盛川が合流し、さらに JR 紀勢本線が渡河した後に紀宝町の中心市街地を流下して鶴殿港にそそぐ、流路延長約 4.4km、流域面積 7.5km² の二級河川です。</p> <p>平成 23 年 9 月には、紀伊半島大水害があり、121 戸の家屋が浸水しました。また、平成 29 年 10 月の台風第 21 号では、75 戸の家屋が浸水しました。</p> <p>このため神内川の改修は、洪水時の河川水位を低下させるために、河道掘削、護岸工の施工を行うとともに、水門の改築を実施することで、流下能力を増大させ、治水安全度を向上させることを目的としています。</p> <p>2 実施の内容</p> <p>事業の内容は、次のとおりです。</p> <p>全体延長：1.8km</p> <p>① 掘削 V=47,000m³、②護岸 L=3,600m</p> <p>③防潮水門 =1 基、④道路橋 N=2 基、⑤歩道橋 N=1 基</p>					
事業主体の再評価結果					
<p>1 再評価を行った理由</p> <p>令和元年度に神内川水系河川整備計画の策定を報告後、全体計画事業費に変更があったことから、三重県公共事業再評価実施要綱第 2 条 (4) に基づき再評価を実施する必要性が生じました。</p>					
<p>2 事業の進捗状況と今後の見込み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の進捗状況 <ul style="list-style-type: none"> ① 平成 30 年度に河川整備計画策定 ② 令和元年度から事業着手 令和 5 年度末までに事業費ベースで 10%が完了予定 ・今後の見込み 令和 30 年度の事業完成を目標としています。 					
<p>3 事業を巡る社会経済情勢等の変化</p> <p>JR 紀勢線ほか、国道 42 号などの主要な交通網の開通等により、交通網が集中する地域であり、依然として治水対策の必要性が高い状況です。</p> <p>過去には平成 23 年、平成 29 年に浸水被害が発生しており、早期に治水安全度を向上させることが望まれています。</p>					

4 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化、地元意向の変化等

4-1 費用対効果分析

① 前回評価時の費用対効果分析の結果 ※2

費用便益比（総便益/総費用） 全体事業 B/C= 83,931 百万円 / 2,134 百万円 =39.3

② 費用対効果分析の結果 ※3 (R2 治水経済検討調査マニュアル (案) により検討)

費用便益比（総便益/総費用） 全体事業 B/C= 82,790 百万円 / 4,587 百万円=18.1

費用便益比（総便益/総費用） 残事業 B/C= 82,791 百万円 / 3,856 百万円=21.5

※総便益B= 年便益の総和（現在価値化）+ 残存価値（現在価値化）

※総費用C= 事業費（現在価値化）+ 維持管理費（事業費の0.5%、現在価値化）

総便益・総費用の現在価値化にあたっては、社会的割引率によって算出するものとし、過去の費用については、デフレーター補正を併せて実施しています。

費用便益分析結果

(百万円)

区分		前回評価時 (H30 年度)	今回評価時 (R5 年度)		備考
		全体事業	全体事業	残事業	
費用	事業費	1,909	4,113	3,460	河川改修事業費
	維持管理費	225	474	396	事業費の0.5%
	総事業費	2,134	4,587	3,856	
効果	年平均被害軽減期待額	6,695	7,106	7,106	
	便益	83,914	82,767	82,767	施設整備による浸水被害軽減効果
	残存価値	17	23	24	完成50年後の施設の残存価値
	総便益	83,931	82,790	82,791	便益+残存価値
費用便益分析結果(B/C)		39.3	18.1	21.5	

【B/C 変化の要因】

被害率の変更や近年の被害実績より被害割合等の見直しを実施された最新の評価方法（治水経済調査マニュアルR2.4）を適用したこと、資産単価を見直したことにより、費用便益比（B/C）が増加する結果となりました。

③感度分析の結果 ※4

残事業・残工期・資産額をそれぞれ±10%変動させた場合の感度分析を実施した結果、いずれの場合でも本事業の経済性が確認される結果となりました。

	全体事業B/C	残事業B/C
残事業費 (+10% ~ -10%)	16.4~20.1	19.5~23.9
残工期 (-10% ~ +10%)	17.9~18.2	21.4~21.5
資産額 (-10% ~ +10%)	16.3~19.9	19.3~23.6

4-2 その他の効果

事業区間内には、JR 紀勢線の鉄道施設のほか、国道 42 号等の主要交通網が存在している地域です。

河川改修事業による浸水被害の軽減に伴い、洪水時における交通途絶被害等の防止効果が期待できます。

(環境への配慮)

環境への配慮として護岸工で使用するブロックは動植物に配慮した環境配慮型の製品を使用などして水際の植生を保全します。河道掘削に際しては、現況河道の河床形態を基本とし、平坦な河床は避け、自然な形状の河床となるよう配慮します。

4-3 地元意向

当該地域では、過去から浸水による被害を何度も受けていることから紀南土木行政推進協議会及び熊野・南郡正副議長会をはじめ地元の方々から河川改修の早期完了を求める強い要望があります。

5 コスト削減の可能性や代替案立案の可能性

5-1 コスト削減

- ① 河道掘削等による発生土を他の公共事業に流用し有効利用することで、建設副産物の発生を抑制しコスト削減に努めます。
- ② 護岸の構造や施工等に関して、新たな技術開発があった場合には、適宜比較を行い、周辺環境に配慮しながら、経済的な技術や工法の導入に努めます。

5-2 代替案

河川の改修計画の手法に対する代替案には、『ダム案』、『遊水地案』などがあります。これらに関する対応は、次のとおりです。今回の全体事業費の変更に伴い、代替案について再検討した結果、河川改修が妥当と考えています。

① 『ダム案』

流域内の山地は低山地であり、ダムの適地がありません。また、ダムで洪水調整を行う場合でも、下流部で水門改築を含む河道改修が必要となり、経済的にも不利となります。

② 『遊水地案』

流域平地部は土地利用が進んでおり、新たに広大な土地を確保するには、用地取得や移転補償が必要となり、社会的影響が大きく、設置は困難です。また、沿川農地のほぼ全域を遊水地とした場合でも、水門改築を含む河道改修が必要となり、経済的にも不利となります。

再 評 価 の 経 緯

令和元年度の再評価においては、河川整備計画について報告しております。

事 業 主 体 の 対 応 方 針

三重県公共事業再評価実施要綱第3条の視点を踏まえて再評価を行った結果、同要綱第5条第1項に該当すると判断されるため、当事業を継続したいと考えています。

委員会意見の概要【事業方針作成時に記述】

事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

対応方針【事業方針作成時に記述】

審査の結果、事業継続の妥当性が確認されたことから、事業効果の早期発現に向け事業を継続して実施していきます。

事業方針の概要【事業方針作成時に記述】

事業を計画的に進めるために必要となる予算の確保に努め、早期に事業効果が発現出来るよう取組みます。

※1 再評価実施事業は(下段前回)とし、前回再評価時の内容を記載する。未実施の場合は(下段当初)とし、当初計画時の内容を記載する。

※2 再評価実施事業は、前回再評価時の内容を記載する。未実施の場合は、当初計画時の内容を記載する。

※3 当該事業を所管する省庁の費用便益分析手法に従い費用対効果分析の結果を記載する。

※4 当該事業を所管する省庁の費用便益分析手法に従い感度分析の結果を記載する。